

問題 1. 外為法第 25 条第 1 項では、「国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下「特定技術」という。）を特定の外国（以下「特定国」という。）において提供することを目的とする（A）を行おうとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする（A）を行おうとする居住者は、政令で定めるところにより、当該（A）について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。」と規定している。（A）には、「取引」が入る。

問題 2. 通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の移転に関する透明性の増大及びより責任ある管理を実現し、それらの過度の蓄積を防止することにより、地域及び国際社会の安全と安定に寄与することを目的の 1 つとしている国際輸出管理レジームは、MTCR といい、貨物については、輸出令別表第 1 の 4 の項、技術については、外為令別表の 4 の項に規制が反映されている。

問題 3. 東京にあるメーカー X は、輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する無機繊維 1 トンを中国にあるメーカー Y に輸出する予定である。輸出する 1 日前にメーカー Y の担当者から、「この無機繊維は、航続距離が 300 キロメートル以上のロケットの製造に使用する」と連絡を受けた場合、メーカー X は、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可申請が必要である。

問題 4. 外為法等遵守事項の「出荷管理」では、「通関時の事故が発生した場合には、経済産業大臣に報告すること。」とされている。

問題 5. 輸出令別表第 1 の 3 の項で規制されている貨物の英訳をする場合は、オーストラリア・グループ（AG）のサイトが参考になる。

問題 6. 貨物の該非判定を行う場合は、①外為令別表、②貨物等省令、③役務通達の 3 つをチェックする必要がある。

問題 7. 外為法第 48 条第 1 項中の政令とは、「外国為替令」のことである。

問題 8. 東京にあるメーカー X は、横須賀にある在日米軍基地に外為令別表の 2 の項（2）に該当するプログラム（1 セット）を納品する予定である。この場合、メーカー X は、役務取引許可申請が必要である。

問題 9. 輸出令別表第 1 の 3 の項 (2) に該当する弁 (総価額 300 万円) を、不特定多数の者が参加できる学会で紹介するために本邦から米国へ持ち出して、学会終了後に持ち帰る場合は、輸出許可は不要である。

問題 10. 東京にあるメーカー X は、輸出令別表第 1 の 9 の項 (7) に該当する暗号通信装置 1 台 (総価額 80 万円) をニューヨークで開催される国際展示会に出品する予定である。この場合、少額特例が適用できるので、輸出許可は不要である。なお、輸出令別表第 1 の 9 の項 (7) は、告示貨物ではない。

問題 11. 役務通達では、「技術とは、(A) の設計、製造又は使用に必要な特定の情報をいい、技術データ又は技術支援の形態により提供される。」と規定されている。(A) には、「貨物」が入る。

問題 12. 東京にあるメーカーが、電話により、海外のユーザーにリスト規制該当技術の説明を行う場合は、役務取引許可申請は不要である。

問題 13. 外為令別表及び貨物等省令でいう「係る技術」とは、「必要な技術」という意味である。

問題 14. 東京にあるメーカー X は、香港の警察から、輸出令別表第 1 の 9 の項 (7) に該当する暗号通信装置 5 台を総額 900 万円で受注した。用途は、民主化を求めるデモ隊の鎮圧のために用いられるものであることがわかっているが、この場合、メーカー X は、取得している特別一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可を用いて直ちに輸出することができる。

問題 15. 海外出張時に携帯するパソコンにリスト規制該当のソフトがインストールされていても、自己使用目的であれば、役務取引許可は不要である。

問題 16. 東京の貿易会社 X は、アメリカのソフトメーカー Y から外為令別表の 9 の項 (1) に該当する通信用暗号ソフト α が入った CD-ROM 100 セットを輸入したが、ソフトの一部に重大な欠陥があったので、全品返却することになった。この場合、通信用暗号ソフト α は、もともとアメリカのソフトメーカー Y のものであり、単に返品するだけなので、役務取引許可は不要である。なお、この通信用暗号ソフト α は、使用に際して供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されていない。

問題 17. 外為令別表の 1 から 15 の項に該当する技術は、外為令別表の 16 の項にも該当する。

問題 18. 個別輸出許可証の有効期間は、経済産業大臣が、特に必要があると認める場合を除き、許可を受けた日から原則、6 ヶ月である。

問題 19. 東京にあるメーカー X は、台湾に輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する炭素繊維を輸出し、現地の販売子会社でストック販売をする予定である。この場合、メーカー X は、需要者が未定なので大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可申請が必要である。

問題 20. 平成 18 年 3 月 3 日付けの「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」（大臣通達）では、「輸入者・最終需要者等については、初めて引き合いがあった場合には、その引き合いルートにかかわらず、軍事関連企業との取引等懸念すべき点がないか等を慎重に審査することはもちろんのこと、取引開始後もその動向等を把握し、定期的に再度審査を行うこと。」とされている。

問題 21. 外為法等遵守事項の「取引審査」では、「需要者及び用途の確認を行うこと」が求められている。

問題 22. 輸出許可申請に必要な契約書は、原則として、政府の許可が得られるまで契約が発効しない旨の規定を盛り込んだものであることとされている。

問題 23. 外為法等遵守事項では、子会社及び関連会社は、別法人であるから、親会社は安全保障貿易管理に関する適切な指導を行うことまで求められていない。

問題 24. 大阪にある貿易会社 X は、タイのメーカー Y から、輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する鉄板 1 トンの注文を受けた。用途を確認したところ、軍艦の製造に使うと電子メールで連絡を受けた。この場合、貿易会社 X は、通常兵器キャッチオール規制の用途要件を満たすので、輸出許可申請が必要である。なお、タイは、輸出令別表第 3 の 2 の地域ではない。

問題 25. 外為法第 55 条の 10 第 1 項の規定に基づき定められた輸出者等遵守基準を定める省令の施行に伴い、日本から貨物を輸出する全ての輸出者は「輸出管理内部規程」を整備し、経済産業省に届け出ることが法的な義務となった。

2020年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第49回)

(STC Associate)試験問題

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びヘの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規程の届出等について」の（別紙1）に記載されている。
輸出令別表第3の地域（グループA）	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
リスト規制該当貨物（技術）	輸出令別表第1（外為令別表）の1から15までに該当する貨物（技術）をいう。
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物